

終戦直後における横須賀市の児童遊園計画について —旧軍港市転換法に基づく旧軍施設の転用計画について—

日大生産工(学部) ○尾上 さつき
日大生産工 藤谷 陽悦

1 はじめに

日本の建築史において、戦後史の状況を表した研究は数少ない。

『旧軍港市転換法』(軍転法)とは、終戦直後の軍港都市において、横須賀、呉、佐世保、舞鶴の4都市を対象とし、旧軍施設の用途転換を促すため実施された法律である。

横須賀市においては、1950年の軍転法の成立を契機として、市がかつての軍港都市という性格を消滅しながら、平和産業港湾都市へと向かうための様々な思索が存在した。

この報告では、その中で、終戦によって荒れ果てた地に暮らす子供達の育成のため考案されたが、実現にはいたらなかった『横須賀児童遊園』の計画について明らかにする。

2 軍転法による施設計画

軍転法成立への動きは、終戦直後から始まる。

横須賀市はそれまで、帝国海軍によって成り立って発展してきた軍港都市であった。ところが、終戦を迎えた後の1945年8月30日、米国海軍0・C・バッジャー司令長官のもと、連合国軍が進駐し、同年9月2日には進駐軍による、土地、建物、設備、物資などの全軍用財産が接収を受けた。終戦によって、市は海軍と共に市内最大の職場であった海軍工廠をも失うこととなったのである。このときの接収土地面積は約530万坪¹⁾であった。

終戦後、横須賀市が目指したものは平和産業港湾都市としての横須賀であった。しかし、一方では進駐軍基地であるという、複雑な二重構造を含んでいた。

横須賀市の指標である平和産業港湾都市を実現させるため、一番の要となったのが旧軍用財産の処理問題であった。これらは、「終戦当時、本市における旧軍用財産は、600万坪と言われ、本市総面積2,906万坪の20%強を占める厩大な地域」²⁾であり、その一切は進駐軍の管理下に置かれていたことにある。そのため、それらの敷地の転・活用には、進駐軍の了解を待たねばならなかった。

横須賀市は、1945年9月15日『横須賀市更生委員会』を設置し、同年12月に『横須賀市更生対策要項』を決定した。この更生対策の基本方針が後に制定される軍転法に受け継がれた。また同年11月30日に

は、『横須賀鎮守府』『海軍省』も同時に廃止され、市は平和産業港湾都市としての性格をさらに強めていくこととなる。

その後、横須賀市には1946年2月22日『横須賀旧軍港市転換準備委員会』が発足された。しかし、現行国有財産法に基づく国有財産処理法では、転換事業は経済的に成立せず、そこで横須賀市は、旧軍港市転換法という特別立法に着眼した。当時、同じような境遇におかれていた、呉、佐世保、舞鶴は横須賀と提携し、1947年6月27日『国有財産処理に関する特別措置の件陳情書』を4市合同で国会に提出した。その後、1950年3月18日『旧軍港市転換法案』が提出され、可決された。4市合同の住民賛否投票においても、軍転法は横須賀市民91%の賛成³⁾を受け、同年6月28日に『旧軍港市転換法』を公布、即日実施にふみきつた。

軍転法の事業項目は以下の通りである。

1. 港湾の転換設備
2. 産業の振興
3. 学園の建設
4. 文化厚生施設の拡充強化
5. 住宅地帯の建設
6. 観光施設の拡充
7. 上下水道の充実および下水道計画の確立
8. 交通機関の整備
9. 農林地域の改良
10. 市街地の製正と美化

(昭和25年6月30日付 横須賀市政時報より)⁴⁾

図1. 旧米ヶ浜演習砲台(1929年頃)³⁾



表 1. 旧軍港市転換法施行年表

年	月・日	出来事	備考
1945	8・3	連合国軍（米軍）の進駐	司令官：O・C・バッジヤー海軍少将
	9・2	進駐軍、横須賀の全軍用財産接收	接收土地面積 約530万坪
	9・15	『横須賀市更生委員会』の設置	—
	11・30	『横須賀鎮守府』『海軍省』の廃止	—
	12・6	「横須賀市更生対策要項」	横須賀市更生委員会
1946	2・22	『横須賀旧軍港転換準備委員会』の発足	—
	4・10	第4代司令官：B・W・デッカー海軍大佐（退役時少将）就任	—
	7・11	「旧軍施設の転用計画」が次官会議で決定	—
1947	6・27	「国有財産処理に関する特別措置の件陳情書」の提出	横須賀・呉・佐世保・舞鶴の共同
1948	6・一	「旧軍用財産の貸与及び譲渡の特例等に関する法律」の公布	—
1949	4・一	「旧軍港所在の旧軍用財産の処理に関する特別措置についての請願」を国会に提出	—
	10・一	『旧軍港市転換法案要綱』の成案	—
	12・1	『旧軍港市転換促進委員会』の設置	—
1950	2・一	GHQ了解取り付け許可	—
	3・16	旧軍港市転換法促進市民大会	—
	3・18	「旧軍港市転換法案」を参議員に提出	—
	4・7	参議院可決	—
	4・11	衆議院可決	—
	6・4	4市（横須賀・呉・佐世保・舞鶴）一斉の住民賛否投票	賛成率 87%
	6・28	「旧軍港市転換法」公布・即日実施	法律 第225号
	6・30	第4代司令官：B・W・デッカー退任	—
	7・7	転換事業費予算打合せ	建設省都市局
	10・10	第1回旧軍港市国有財産処理審議会の開催	—
	12・24	旧軍港市転換促進議員連盟の結成	衆参両院議員有志
1952	4・28	「対日講和条約」の発効	占領行政に終止符

『横須賀市史』（別巻）年表（昭和63年12月 発行）
『横須賀百年史』（昭和40年3月31日 発行）より作成

3 観光施設計画

これまでの軍港都市という性格を払拭し、平和産業港湾都市となることを目指す横須賀市において、観光施設の計画は、港湾や工業文化衛生施設の整備に続いて取り上げなければならない重要な課題であった。

港湾都市という特異な性質を持つ横須賀市は、国際観光都市となることを目標とし、西洋を意識した施設が多く計画された。

横須賀市を中心とした三浦半島は、観光遊園地としての地理的、自然的に絶好の条件を備えていたにもかかわらず、要塞地帯であるため厳格な制限を受け、天然の風光は世間に紹介される機会もなく、長い間、未開発のまま放置されていた。そこで、1950年の軍転法の運用によって、観光客誘致施設の充実を図り、受け入れ態勢を整えることとなった。

具体的計画としては次が挙げられる。

- (1) 国立公園の指定
- (2) 観光客誘致施設
 - ・ホテル、ヒュッテ、サンマーハウス、海の家、山の家（観音崎、野比、荒崎、阿部倉、大楠、佐島）
 - ・観光バス、遊覧船
 - ・遊園（猿島、三笠園、観音崎、千代ヶ崎、深田旧砲台、荒崎、武山）

- ・競馬場、競犬場（根岸旧練兵場）
- ・ゴルフ場（小原台）
- ・海水浴場（大津、走水、馬堀、長沢、長井、佐島）
- ・植物園（観音崎、佐島）
- ・海洋園（走水、佐島）
- ・動物園（観音崎、猿島）

（昭和25年6月30日付 横須賀市政時報より）⁴⁾

表 2. 軍転法により無償譲与された公共施設（1950～55年）

年	月・日	転用施設名	旧施設名	数量（坪）	5カ年計画費（千円）	備考
1951	3・2	大津運動場	大津海軍射撃場	土地 20,042.53 建物 6.52	12,000	運動場整地工事 総合運動場整備
		諏訪公園	諏訪山防空砲台	土地 3,263.04	2,000	整地修景・植樹 付帯施設整備
		坂本公園	陸軍銃砲兵隊馬場	土地 3,409.38	400	整地・整備工事 補修工事
		臨海公園	海軍運輸部・港務部	土地 18,425.58	2,000	新設工事並補修
		榎児童遊園地	海軍施設部 日向用地	土地 300.00	400	整地・植樹・付帯諸施設 整備・運動器具整備
	3・30	田浦駅浦児童公園	海軍工廠 駒寄倉庫敷地	土地 600.00	400	〃
		馬場山墓地	海軍馬場山墓地	土地 7,400.30 建物 14.25	6,000	新設工事 植栽・補修・整備
	4・16	平作墓地	陸軍平作墓地	土地 1,374.00 建物 14.25	2,000	公園墓地として整備
1955	6・24	不入斗運動公園	不入斗陸軍練兵場	土地 48,900.00	25,000	陸上競技場施設整備 付帯諸施設整備
1970	4・1	中央公園	陸軍米ヶ浜 演習砲台	土地 6,545.53	98,000	—

『横須賀市史』¹⁾ 〈上巻・下巻・別巻〉
「昭和26年度 転換事業計画（3）」
— 転換法による無償譲与申請書—
「昭和25～27年度 転換計画に関する綴」⁵⁾
— 横須賀市事業計画書並一覧表—
— 旧軍港市所在普通財産転換予定申請書—
より作成

4 横須賀児童遊園計画

横須賀児童遊園は、軍転法が施行される以前の、1947年6月17日、横須賀遊園地協会準備委員会が組織され、横須賀市長宛に「横須賀児童遊園設立計画案」が提出された。その後、設立計画案が市より横須賀遊園地協会に経営委託され、計画が進められた。その時の計画案は、以下の通りである。

- ・児童遊園名称…デッカー遊園（仮称）
- ・設置場所…市内深田町（旧東京湾要塞演習砲台跡）
3747.38坪
- ・資金…3,150,000円
- ・経営方針…遊園地入場料は無料。
設備使用の場合種目により徴収し経営費に当てる

（児童遊園設立実施計画書より）⁶⁾

表 3. に示すように、望遠鏡を備えた「展望台」、「休憩場」、文化映画上映に使われる「娯楽場」の他、児童、青少年育成を目的とする「動物園」、「水族館」、科学器具や模型を展示する「科学館」、「ベビーゴルフ場」、「遊技場砂場」、「植物園」など、子供のためにありとあらゆる施設が提案された。壮大な計画であったことが伺える。その他、遊園地施設としては、土産物を売る「売店」、「管理事務所」「自転車置き場」「受付」「塵芥捨場」簡単な診療設備を備えた「診療所」などが計画されている。

図 2. 遊園地見取略図⁶⁾



表 3. 遊園地施設内容（1947 年 6 月 17 日）

記号	名称	工事期	数量	広さ（坪）	予算（円）	備考
A	展望台	第 1 期	3	9	50,000	望遠鏡設備
B	休憩場	—	3	9	その他の経費 (400,000)	簡単なベンチを置く
C	娯楽場	第 1 期	1	200(平家)	500,000	文化映画上映 其の他に使用
D	図書館	—	1	50	—	一般図書備付
E	特殊 休憩場	—	1	60	その他の経費 (400,000)	食堂及喫茶
F	動物園	第 2 期	2	100	800,000	既設物を利用
G	水族館	—	2	40	その他の経費 (400,000)	—
H	科学館	—	1	30	—	各種科学器具 模型等を展示
I	売店	—	2	10	—	土産品その他
J	遊園地管理事務所	—	1	30	—	2 階建
K	ベビー ゴルフ場	第 1 期	2	300	100,000	—
L	遊技場 砂	—	1	200	児童遊技場 (200,000)	各種遊戯 器具設備
M	雨天室内 遊技場	—	1	100	—	室内遊戯器具 を設備
N	自転車 置き場	—	1	5	その他の経費 (400,000)	—
O	受付	—	1	2	—	—
P (=L)	遊技場 砂	第 1 期	1	200	—	—
Q	植物園	第 2 期	1	200	—	—
	温室	—	2	100	600,000	—
R	塵捨 場	—	6	3	その他の経費 (400,000)	—
S	診療所	—	1	10	—	簡単な 診療設備
合計		—	34	1,658	3,400,000	—

「昭和 22～36 年度 国有財産処理 庁地区関係係

（旧陸軍米ヶ浜演習砲台）」⁶⁾

— 児童遊園設立実施計画書 — デッカー遊園施設豫定内容 — より作成

この計画案が提出された時点においては、第 1 期工事は 1947 年 7 月起工、10 月完了の予定、第 2 期工事は 1948 年 7 月完了という計画であった。⁶⁾しかし、実際には 1948 年の 4 月 13 日に横須賀遊園地協会が設立許可を受け、同年 6 月 8 日の米国海軍 B・W・デッカー司令長官による旧軍用地の転用許可によって、第一期工事が着工となった。設立計画案よりも 1 年近く遅れての着工であった。

その後、横須賀遊園地計画は土地使用料の支払い不

能により、計画変更を余儀なくされた。1949 年の 6 月 1 日、旧米ヶ浜砲台の『普通財産一時使用辞退申請』で計画は打ち切られることとなった。同年 5 月に横須賀遊園地協会から東京財務局長に提出された『土地使用料支拂に関する延期方陳述』⁶⁾によれば、提出当時の、園内には展望台、ローラースケート場、子供映画館、その他の施設も出来上がり、それら一部が開園されていた。陳述に書かれた当時の遊園地は、「未だ建設途上にある当遊園地の現在の入園者は 1 日平均 40 名程度で、この入園料は 1 人大人 5 円、小人 3 円、1 日入場収入 160 円。このうち縣・市税として 6 割納入いたしますので 1 日入場実収入は 64 円これに展望台、ローラースケート場等の収入 1 日平均 50 円を加へ、実収入 114 円。月間 3,420 円と云ふ実情であります」⁶⁾という様子であった。当時の旧米ヶ浜演習砲台の使用料は、年間 31,730 円 72 銭⁷⁾であり、協会は職員の給料も支払えず、土地使用料の支払いは困難な状況であった。

横須賀児童遊園地の計画後、旧米ヶ浜演習砲台跡地は 1950 年の軍転法施行により、横須賀市の転換事業において市立中央公園の計画地となった。

軍転法のもとでは、第 3 条（事業の援助）において、「国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が、旧軍港市を平和産業港湾都市に転換するという目的にてらし重要な意義を持つことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない」とされ、旧軍用財産は、無償により譲与、あるいは、第 4 条（特別の措置）により、「時価の 5 割以内において減額した対価で譲渡することができる」とされた。⁸⁾

表 4. 横須賀児童遊園計画処理経過（1955 年 10 月 28 日）

年・月・日	出来事	発	宛	期間	備考
1947	6・17	横須賀児童遊園設立に関する件	遊園地協会 庶務委員会	市長	—
1948	1・30	法人設立許可申請	遊園地協会 準備委員会	県知事	—
	2・26	社団法人設立許可について副申	市長	—	23 横社方 49 号
	4・13	— 許可	県知事	遊園地協会 会長	—
	4・30	横須賀遊園建設許可申請	遊園地協会 会長	—	—
	5・10	旧軍用地の転用申請 (旧米ヶ浜演習砲台)	市長	基地司令官 B.W.デッカー	23 横企 第 263 号 面積 3747 坪 28
	—	雑種財産売却申請書	—	大蔵大臣	23 横企 第 263 号の 2 面積 —
	6・8	旧軍用地の転用許可 (旧米ヶ浜演習砲台)	基地司令官 B.W.デッカー	横須賀連盟 事務局長	—
	6・—	横須賀遊園地第一期工事着工	—	—	—
	1・31	雑種財産一時使用認可書	東京 財務局長	市長	自：23.5.10 至：24.5.9
	3・4	国有財産一時使用認可通知	市長	遊園地協会 会長	—
1949	3・12	国有財産一時使用認可請書	—	東京 財務局長	—
	4・7	米ヶ浜旧陸軍砲台用地使用 仮承認	—	遊園地協会 会長	自：23.5.10 至：大蔵省より 正式引継があるまで
	—	— 請書	遊園地協会 会長	市長	—
	5・—	土地使用料支払いに関する 延期方陳述	遊園地協会	東京 財務局長	—
	5・30	土地一時使用譲渡申請	—	—	面積 6545 坪 53
	6・1	普通財産一時使用辞退申請	市長	大蔵大臣	—
	—	旧米ヶ浜演習砲台申請についての 副申	—	—	—
1950	2・22	米ヶ浜旧陸軍砲台用地使用に ついて	総務部 庶務課長	遊園地協会 会長	—
	5・24	土地使用料納入について	—	遊園地協会 会長	自：23.5.10 至：24.5.9
	6・28	旧軍港市転換法公布・即日実施	—	—	法律 第 225 号

「昭和 26～36 年度 国有財産処理 本庁地区関係係（旧陸軍米ヶ浜演習砲台）」

— 陸軍米ヶ浜演習砲台跡地処理経過 —（昭和 30 年 10 月 28 日）より作成

5 まとめ

横須賀児童遊園の計画について、協会の設立趣意書⁹⁾には「終戦後我々ノ眼前にマザマザトミセツケラレルモノハ荒レ果テタ都市ノ相貌ト其ノ中ニ二笑ヒヲ忘レタ様ニヒシメク都會人ノ姿デアリマス、戦争ガ我々ニ残シテ呉レタ此ノ残骸ノ中カラ今我々ハ民主新日本建設ノ息吹ヲ感ジツツ雄々シク立上ロウト努力致シテ居リマス

當横須賀市ハ元來軍港都市トシテ人口四十萬ヲヨウシテ發展シテキタニモ拘ハラズ市民ニハ勿論ノコト青少年ノ良キ慰安所トナルベキ満足ナル公園文化施設一ツナク煤煙ト亂雑トノ中ニ此ノ方面ハ全ク等閑ニ附サレテ今日ニ至リマシタ、小生等ハ此處ニ着眼致シ先ヅ平和港横須賀ノ新建設ト發展トハ物心共ニ荒レ果テタ此ノ都市ノ現在ノ穢サヲ拭ヒ去リ此ノ上ニコソ次期世代ヲ負フ青少年ノ明朗ナル育成ヲ打立テルニアルト固ク信ズルモノデアリマス、先ヅ都市ノ清淨化ヲ計ルト共ニ青少年ノ環境ヨリ來ル不良化防止ト併セテ米國海軍進駐業績保存ノ大イナル目的ノ下ニ此處ニ同志相集リ引揚同胞援護事業ノ一トシテ強力ニ推進致シタク今般横須賀児童遊園設置ヲ計画致シタ次第デアリマス」と書かれている。このように横須賀児童遊園計画は戦争にうちひしがれた市民を勇気付ける民主主義を象徴するような出来事であった。ここからはそれまで軍財産であった砲台用途を180度転換し、平和のために使おうという市民の意気込み、これからやってくる新しい時代への夢・希望が大きく伝わってくる。それは市全体で、これまでの軍依存の体制から平和都市を目指そうという姿勢にも現れている。

しかしながら、横須賀児童遊園計画は実現に至らなかった。その原因として挙げられるのが、これらの旧軍施設が、市有財産ではなかったために、市が旧軍施設を扱う際に自由に使うことが出来なかったという事実がある。本来的に旧米ヶ浜陸軍演習砲台跡地は国有財産であるが、一度連合軍に接収されていたので、その解除を受けた上でなければ、日本政府が処理できないという問題があった。そのため市の意図に合うように転用を進めたいと考えれば、連合軍及び国の了解を求めなければならないという市の立場があった。その上、国並びに進駐軍の取り扱い機関が旧陸海軍の所属によって、窓口が違うなどの複雑を極めていた。このように転用には目に見えない気苦労も多くあった。

次に挙げられるのが、当時の旧軍用財産使用料の高額さにあったと思われる。「**働けど働けど尚衣食に負われる昨今の情勢下に過去一年間会長を始めとして役員は貧しき中から全財産を創出して設資金と維持、経営費に当ててきました。それでももちろん足りません。**」(土地使用料支拂に関する延期方陳述より)⁶⁾と書かれ

ていることから判るように、当時の情勢下では、軍転法なくして転用事業は経済的に成り立ち得なかった。

軍転法施行後、10年経った1960年6月において、横須賀市における旧軍用財産の転用状況は、旧軍用財産総数の43.4%⁹⁾にも及び、50年経った2000年においては約70%¹⁰⁾にも至っている。

このことから見ても、平和産業港湾都市を目指した横須賀市にとって、軍転法の成立がいかに重要な視野であったかが理解できる。

もし、軍転法が横須賀児童遊園計画時に施行されておれば、少なくとも土地使用料の支払いに追われること無く、壮大な遊園計画は消滅せずに実現に至っていたかもしれない。

このように、平和を目指した夢のある計画が、軍転法成立の陰で進められていた事実を報告したい。

これは、戦後民主主義を象徴するような夢のある都市計画構想であった。

<註>

- 1) 『横須賀市史』〈別巻〉(昭和63年12月発行) 年表による
編集・発行:横須賀市
- 2) 『横須賀百年史』(昭和40年3月31日発行)
横須賀市所在旧軍用財産転用概況(昭和38年10月)による
編纂:横須賀百年史編纂委員会 発行:横須賀市長長野正義
- 3) 『横須賀市史』〈上巻〉
旧軍港市転換法の成立(p.533~585)による
- 4) 『横須賀市政時報』(昭和25年6月30日付)
本市更生への命脈による
発行:横須賀市役所 編纂:総務部庶務課
- 5) 「昭和25~27年度 転換計画に関する綴」による
主管:総合企画部
- 6) 「昭和22~36年度 国有財産処理 本庁地区関係綴(旧陸軍米ヶ浜演習砲台)」による
主管:総合企画部
- 7) 「昭和26~36年度 国有財産処理 本庁地区関係綴(旧陸軍米ヶ浜演習砲台)」
雑種財産一時使用認可書による
- 8) 『横須賀市政時報』第7号
(昭和25年4月30日付)による
発行:横須賀市役所 編纂:横須賀市総務部長
- 9) 『横須賀市史』〈下巻〉
転換事業の推移(p.212)による
- 10) 「WEB広報 軍転法50年のあゆみ」による
作成:横須賀市企画調整部基地対策課